**新型コロナウイルスワクチン関連情報**

**5歳から11歳までの子どもへの集団接種を行います**

問い合わせ 健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム　電話番号3-5311

**子どもたちが安心して日常生活を送るために**

市では、5歳から11歳までの子どもを対象とした、新型コロナウイルスワクチン接種を3月から実施します。

通常の副反応対応に加え、入院が必要となった場合でも適切な医療行為ができるよう、大崎市民病院を会場に集団接種を実施します。

新型コロナウイルス感染症の流行が長引くと、子どもたちの学校や社会での生活でさまざまな制限があり、成長や学びへの影響が懸念されています。

ワクチンを接種することで、大人と同様に新型コロナウイルス感染症を予防する効果が期待でき、同居する家族や学校などでの感染が拡大する可能性を減らすと言われています。

接種は義務ではありません。ワクチン接種による発症予防の効果と副反応などを本人と保護者が十分に理解した上で接種願います。

なお、対象者には「新型コロナウイルスワクチンの予診票」を順次、郵送しますので、届いた人から予約をしてください。

予約方法は12歳以上の人と同じく、インターネット予約または、予約センターでの電話による予約になります。

**注意事項！**

**ファイザー社製小児用ワクチンを使用します**

5歳から11歳までの子どもにワクチンを接種した場合、接種した部位の痛みや発熱、身体のだるさなどが一定の頻度で発生することが想定されています。

　症状が我慢できなかったり、2～3日経過しても症状が続く場合は、かかりつけの医療機関や、「宮城県新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター（☎050-3615-6941）」に相談してください。

　使用するワクチンは、現在、国内で唯一5歳から11歳までの接種が承認されている、小児用のファイザー社製となり、12歳以上用のワクチンとは濃度や容量が異なります。

　米国では、すでに5歳から11歳までの子どもに同じワクチンが接種されています。

　報告によると、16歳から25歳までの人と比べて、接種後の副反応症状の発生頻度が少なく、また医療ケアが必要となるケースもまれであり、ほとんどが軽度から中度であったと報告されています。

**小児用ワクチンについて**

　小児用のワクチンは、ワクチンの濃度や容量が12歳以上用のワクチンと違い、決められた日程で接種する必要があります。

　接種を予約する際は、必ず1回目の接種と2回目の接種はクールごとで予約（5ページ「小児用ワクチン集団接種日程」参照）し、接種してください。

　なお、小児用ワクチンは、1回目接種時点で11歳以下の子どもが対象となり、2回目接種する時点で12歳になった場合でも小児用ワクチンを接種することになります。

▼インターネット予約

予約サイト　<https://is.gd/teNEJ6>

▼電話受付

予約受付センター（☎0120-091-088）受付時間：平日9時～17時

**集団接種日程・会場**

　小児用ワクチンを接種する場合は、保護者の同伴が必要です。会場が密集しないよう、同伴する保護者は１人となります。なお、接種にかかる料金は無料です。必ずクール単位で予約してください。

▶小児用ワクチン集団接種日程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| クール | 1回目接種日 | 2回目接種日 |
| 1 | 3月5日㈯ | 3月26日㈯ |
| 2 | 3月6日㈰　 | 3月27日㈰ |
| 3 | 3月12日㈯ | 4月2日㈯ |

▶受付時間　9：30～16：15

▶接種会場　大崎市民病院

▶使用ワクチン　ファイザー社製（小児用）

▶持参するもの　新型コロナウイルスワクチン接種の予　診票、健康保険証や母子健康手帳などの本人確認書類

**住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び燃料費支援金を支給します**

問い合わせ 社会福祉課地域福祉担当 電話番号23-6012

　新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人を対象に、生活・暮らしの支援を行います。

　令和3年度の住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金及び燃料費支援金を支給しますので、確認書や申請書が届いた人は、市に提出してください。審査が完了した順に支給します。

■**支給対象**

　基準日（令和3年12月10日）現在、住民基本台帳に記録され、次のいずれかに該当する世帯の世帯主。ただし、被扶養者のみの世帯で、住民税の均等割が課税されている別の世帯の人に扶養されている場合は、対象になりません。

❶住民税非課税世帯

　世帯員全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯

❷家計急変世帯

　住民税非課税世帯以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯員全員が❶と同様の事情にあると認められる世帯

■**支給額**

　1世帯当たり10万5千円（給付金10万円+燃料費支援金5千円）

■**手続きの方法**

❶住民税非課税世帯

　給付金の対象になると思われる世帯には、世帯主へ「確認書」を郵送しました。世帯員で、令和3年1月2日以降に転入者がいた場合や、令和2年の所得について未申告の人がいた場合には「申請書」を郵送します。

　「確認書」や「申請書」が届いたら内容を確認してください。支給対象に該当する場合は必要事項を記入し、必要書類を添付の上、市に提出してください。

❷家計急変世帯

　家計急変世帯は状況の把握が難しいため、「大崎市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター（大崎市役所西庁舎1階）」、または各総合支所市民福祉課で「申請書」を配布していますので、問い合わせください。

|  |
| --- |
| 給付金及び支援金の問い合わせ大崎市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター（電話番号0120-092-044）受付時間：平日9時～17時 |

**感染拡大防止のため引き続き感染対策を徹底しましょう！**

**自分自身と身近な人の命を守るために**

一人一人が、手洗い・手指消毒、マスクの正しい着用、3密（密接・密集・密閉）の回避などの、基本的な感染防止対策に取り組みましょう。

**3密の回避 密接場面**　マスクなし大声✖

　　　　　　**密集場所**　近距離✖

**密閉空間**　換気が悪い✖